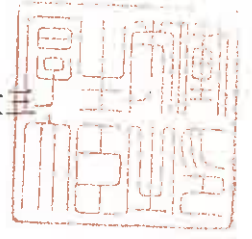


厚生労働省発開 0228 第 1 号  
令和 6 年 2 月 28 日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案要綱

雇用保険法第六十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案要綱

第一 特定一般教育訓練の課程に係る指定基準の変更

特定一般教育訓練の課程のうち、情報通信技術に関する資格取得を訓練目標とする課程については、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練目標とする課程を指定対象から除くこととする。

第二 専門実践教育訓練の課程に係る指定基準の変更等

一 専門実践教育訓練の課程については、経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定した課程（以下「第四次産業革命スキル習得講座」という。）であつて人材開発統括官が定める基準に該当するもの又は情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものの取得を訓練目標とする課程として人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内であるものを指定対象とすること。

二 一に掲げる教育訓練の実績は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 第四次産業革命スキル習得講座であつて人材開発統括官が定める基準に該当するものについては、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(2) 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものの取得を訓練目標とする課程等として人材開発統括官が定める基準に該当するものについては、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

### 第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

### 第四 適用期日

この告示は、令和六年十月一日から適用すること。